

会 議 名	第 1 3 回双葉町復興整備協議会	
日 時	令和 7 年 8 月 4 日（月） 1 4 時 0 0 分～1 4 時 2 0 分	
場 所	福島県本庁舎 5 階 企画調整課分室 1、及びオンライン（福島復興局、東北農政局、福島県相双建設事務所、福島県相双農林事務所、双葉町）	
復興整備事業	1．都市計画の変更について（双葉駅西地区生活拠点等整備事業及び双葉運動公園事業） 2．4 h a を超える農地転用が必要となる土地利用方針の変更（双葉運動公園事業）	
出 席 者	復興庁	福島復興局 参事官 三品 暖
		福島復興局 主査 木田 秀太
	農林水産省	東北農政局農村振興部農村計画課 課長 齊藤 学
		東北農政局農村振興部農村計画課 農村復興指導官 後藤 幸雄
	双葉町	復興推進課 課長 横山 敦
		復興推進課 復興推進係長 森山 和久
		農業振興課 参事兼課長 中野 弘紀
		復興推進課 主任技査 長谷川 雅人
	福島県	企画調整部復興・総合計画課土地水対策室 主幹 竹内 朋紀
		企画調整部復興・総合計画課土地水対策室 主査 佐藤 研太
		企画調整部地域振興課 課長 十二所 謙
		企画調整部地域振興課 主査 河合 都
		企画調整部地域振興課 主査 根本 真弥
		農林水産部農業担い手課 課長 岩沢 正浩
		農林水産部農業担い手課 主任主査 高橋 暁美
		農林水産部農業担い手課 副主査 柳沼 翔太
		土木部都市計画課 課長 手塚 孝良
		土木部都市計画課 主任建築技師 佐々木 康友
		土木部都市計画課 副主査 高橋 誠
		相双農林事務所企画部 部長兼地域農林企画課長 根本 一英
		相双建設事務所企画管理部企画調査課 課長 石井 徹

協議内容

1．開会（進行：双葉町復興推進課 主任技査 長谷川 雅人）

- ・出席者紹介
- ・会議の公開の有無について（公開）
- ・傍聴の注意事項
- ・議長紹介

双葉町復興整備協議会規約第 7 条及び第 9 条第 1 項の規定により、双葉町復興推進課長横山が議長となる。

2. 議長あいさつ（議長：双葉町復興推進課 課長 横山 敦）

3. 現状と課題

（説明者：復興推進課 復興推進係長 森山 和久）

それでは、双葉町の現状と課題について、双葉町から説明させていただきます。

【別紙「現状と課題」により説明】

（議長：双葉町復興推進課 課長 横山 敦）

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。

（出席者一同）

意見質問等なし。

4. 議事

（議長：双葉町復興推進課 課長 横山 敦）

それでは、双葉町から双葉駅西地区生活拠点等整備事業に係る都市計画の変更、双葉運動公園事業に係る都市計画の変更と4haを超える農地転用が必要となる土地利用方針の変更に係る復興整備計画変更（案）概要について説明願います。

（説明者：復興推進課 復興推進係長 森山 和久、農業振興課 参事兼課長 中野 弘紀）

双葉駅西地区生活拠点等整備事業、双葉運動公園事業についての事業概要等を中心に説明。

※様式第8号の説明の中で、双葉運動公園については、環境省で借地している農地について

は、現在非農地化しており、土地所有者からは現状渡しでいいとの了解を得ている旨説明。

併せて、令和7年7月25日開催された都市計画審議会において、付議された案件は承認されている旨報告。

（議長：双葉町復興推進課 課長 横山 敦）

ただいまの説明について、福島県都市計画課 手塚課長、何かご意見等ありますか。

（福島県都市計画課 課長 手塚 孝良）

特に意見はございません。

（議長：双葉町復興推進課 課長 横山 敦）

ただいまの説明について、福島復興局の三品参事官、何かご意見等ありますか。

(福島復興局 参事官 三品 暖)

特に意見はございません。

(議長：双葉町復興推進課 課長 横山 敦)

双葉駅西地区生活拠点等整備事業、双葉運動公園事業に係る都市計画の変更に関する議事は以上となります。

(議長：双葉町復興推進課 課長 横山 敦)

土地利用方針については、農林水産大臣の同意を得ることとなっております。

東北農政局の齊藤課長、土地利用方針の変更について、同意することに異議はありませんか。

(東北農政局 課長 齊藤 学)

異議はありません。

(議長：双葉町復興推進課 課長 横山 敦)

土地利用方針の変更について、農林水産大臣の同意をいただいたものとします。

(議長：双葉町復興推進課 課長 横山 敦)

福島復興局の三品参事官、復興整備計画の変更について、何かご意見等ありますか。

(福島復興局 参事官 三品 暖)

特に意見はございません。

(議長：双葉町復興推進課 課長 横山 敦)

以上で、議事を終了いたします。

本日協議しました「双葉町復興整備計画」については、8月8日(金)に双葉町ホームページ等で公表したいと考えております。

5. 閉会 (進行：双葉町復興推進課 主任技査 長谷川 雅人)

【協議結果】

- 復興特区法第48条第1項第3号に規定する都市計画の変更について、構成員からは意見等
はなかった。
- 4 h a を超える農地転用が必要となる土地利用方針の変更について、復興特区法第49条第
1項の規定に基づく農林水産大臣の同意を得た。
- 双葉町復興整備計画における双葉駅西地区生活拠点等整備事業の変更及び双葉運動公園事業
の位置付けについて、意見がなかったため、双葉町復興整備計画を原案のとおり変更する。